

【参考】中期目標の変更に伴う中期計画の変更について

第5回社会保障審議会
資金運用部会
平成29年9月25日

参考
資料1

○ 中期計画の変更

中期目標を達成するための計画である中期計画は、中期目標の変更に伴い、関係部分の変更が必要となる。具体的な変更は、法施行後、経営委員会において審議・議決の上、厚生労働大臣へ認可申請される。

○ 中期計画の変更の方向性(イメージ)

- ガバナンス改革の趣旨に係る記述の追加
- 法改正に伴う文言の適正化
 - 旧:「運用委員会」 → 新:「経営委員会」
 - 旧:「監事」 → 新:「監査委員会」
 - 旧:「適切なモニタリングの下」 → 新:「適切な監督の下」 等
- 議事録及び議事概要の公表についての記載を変更、個別銘柄開示に関する記載を追加
- 経営委員会がモデルポートフォリオ及び基本ポートフォリオを策定する旨を記載
- 関係法令に基づき、監査委員会の職務執行に必要な体制を整備する旨を記載

等

【今後の予定】

- ✓ 10月1日に新設される経営委員会で中期計画の変更を審議・議決
- ✓ 経営委員会で議決後、GPIFから厚生労働大臣へ中期計画の認可申請
- ✓ 厚生労働大臣は、資金運用部会へ中期計画(案)の認可について諮問
- ✓ 資金運用部会からの答申を得た後、厚生労働大臣は、中期計画を認可し、GPIFへ通知